

第3次障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画(案)についての市民からの提出意見(要旨)とその意見に対する市の考え方

●募集結果

- 【担当課・係】 社会福祉課 障害福祉係
- 【意見募集期間】 平成30年1月10日(水)から平成30年2月8日(木)まで
- 【意見提出者数】 1人
- 【提出方法】 持参0人、FAX0人、電子メール1人
- 【意見数内訳】 7件

	提出意見(要旨)	意見に対する市の考え方
1	<p>6 ページ</p> <p>第2章障がいの状況</p> <p>1 総人口の推移中の表現で「総人口は、平成25年度から減少傾向となり、」の表現がありますが、同時にパブリックコメントの募集を行っている「高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」では、「総人口は、平成12(2000)年をピークに減少の局面となり、」と表現されている。同時期に発表される計画であるので整合性を持たせたほうがよいのではないか。また、総人口の推移の表の中に平成27年度の人口があるが数値が一致していない。おそらく住民基本台帳からの引用と国勢調査人口からの引用との違いによるものではないかと思われるので、資料のよりどころを明示したほうがよいのではないか。</p>	<p>総人口の記載について、「高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」では、国勢調査を基に平成12年からの推移を記載していますが、本計画では、平成25年度からの推移を記載し、住民基本台帳を基にしています。</p> <p>出典が記載されていませんでしたので、「基礎データ：住民基本台帳より」を記載します。</p> <p>【計画内容の変更あり】</p>
2	<p>42 ページ</p> <p>第3章計画の基本的な方向 6 第2次計画の現状と課題 (2) 地域生活の支援 ①障害福祉サービスの充実の表の居宅介護の項目中の現状の項目で、居宅介護利用者数がH27年49人、H28年50人、H29年49人とありますが、79Pの3障害福祉サービス等の見込量(1)訪問系サービス①居宅介護の居宅介護の表中の実績人数はH27年51人、H28年50人、H29年48人となっており、不一致ではないでしょうか。他の項目での現状数値でも不一致が見られます。確</p>	<p>42 ページの居宅介護の利用実績と79 ページの実績人数の不一致については、基準月が異なっていたことから不一致が生じました。9月サービス提供分の実績である79 ページの実績人数に統一します。</p> <p>【計画内容の変更あり】</p>

<p>認をお願いします。</p> <p>また、①障害福祉サービスの充実の表の生活介護の項目の施策の内容の項目で「常時介護を要する方に入浴、食事等を行います。」と記載されていますが、おそらく脱字があるものと考えます。3市の障害者合同フォーラム実行委員会が発行している「福祉のしおり」に記載されている内容に準じて、わかりやすく記載したほうがよいのではないのでしょうか。(他の項目の施策の内容も同様)</p>	<p>第2次障がい者計画の現状と課題についての施策は、全て第2次計画の内容どおりに記載しています。</p> <p style="text-align: right;">【計画内容の変更なし】</p>
<p>3</p> <p>79ページ以降の障害福祉サービス等の見込量について</p> <p>それぞれのサービスの見込量については、「平成27年から平成29年度の利用実績、新規利用者の伸び、アンケート調査の利用動向を踏まえ増加を見込み」推計しているとありますが、サービスの見込量については、不足しているサービスを推進するための最も重要な指針のなるものと考えます。</p> <p>また、サービス提供事業所にとってはこの見込量をもとに、施設建設なり事業展開を検討することにもなると考えますので、再度適切な事業量を推計したほうがよいのではないのでしょうか。</p> <p>【例】</p> <p>81 ページ③同行援護</p> <p>平成27年度利用者3人、一人当たりの利用時間13.6時間</p> <p>平成28年度利用者4人、一人当たりの利用時間11.5時間</p> <p>平成29年度利用者3人、一人当たりの利用時間8.6時間</p> <p>以上の実績から増加分を見込んだとしても一人当たり35時間の利用見込は疑問がある。</p> <p>※他のサービスも同様です。</p>	<p>ご意見のとおり、サービスの見込量は不足しているサービスを推進するための重要な指針となるものです。</p> <p>本計画では、障がい者（児）が障がいの特性に応じ、就労訓練や日常生活を送られる上での介護、外出などの余暇活動の支援に必要な量を見込みました。</p> <p>実績と見込量が大きくかけ離れているサービスについては、市内に障害福祉サービス事業所が不足しているため十分に利用できていないのが現状です。見込量を確保するため、事業所へ参入の働き掛けを行うなど、見込量の確保に努めていきます。</p> <p style="text-align: right;">【計画内容の変更なし】</p>

4	<p>94 ページ②日中活動系サービス項目中 4 行目</p> <p>「また、就労支援においては、市内就労系事業所は移行支援及び B 型は現行で十分対応できている状況にあります。」と表現されていますが、第 5 期障がい福祉計画の平成 32 年度見込量に対応するためには、就労移行支援及び B 型事業所ともに利用定員の増加を図る必要があると思います。</p> <p>見込量と表現に不一致があるのではないのでしょうか。見込量を再推計するか、表現を変えるかが必要ではないのでしょうか。</p>	<p>見込量の増加部分については、近年増加している発達障がい者が、障がいに特化した市外事業所のサービス利用を見込んでいます。</p> <p>「発達障がいの方は、障がいに特化した事業所が市内にないため市外の事業所を利用している状況にあります。」を追加します。</p> <p>【計画内容の変更あり】</p>
5	<p>95 ページ⑥地域生活支援拠点等の整備項目中 4 行目</p> <p>「地域生活支援拠点又は居住支援のための機能を備えた複数の事業所・機関による面的な体制整備を検討していきます。」と表現されています。平成 27 年に策定された第 4 期計画では、「入所施設を備える法人と協議していきます。」と表現されており、第 5 期計画でも「…<u>検討していきます。</u>」では、6 年間も検討だけで終わってしまうことになりはしないか。</p> <p>地域生活支援拠点の整備の考え方は、グループホームの整備はもとより他の福祉サービスの施設整備にも深く影響することになると考えるので、市が主体となってスピードを重視して考え方を明らかにする必要があると思います。</p> <p>「検討し、平成 32 年度までに整備を行います。」のような、積極性が必要ではないのでしょうか。</p>	<p>75 ページ (3) 地域生活拠点の整備の考え方で「行います」と記載していることから、「行います」に訂正します。</p> <p>【計画内容の変更あり】</p>
6	<p>文字の訂正</p> <p>59 ページ 1 行目</p> <p>このような障がい者（児）に対する早期発見・早期支援については「こどものことばとこころの相談室」が</p> <p>↓</p> <p>このような障がい児に対する早期発見・早期支援については、「こどものことばとこころの相談室」が</p>	<p>法律上、18 歳以上は障がい者と規定されており、現に 18 歳の利用者もいるため、「障がい者（児）」の表記は必要となります。</p> <p>「このような障がい者（児）に対する早期発見・早期支援については『こどものことばとこころの相談室』が中心となり…」に訂正します。</p> <p>【計画内容の変更あり】</p>

<p>61 ページ 2 行目 平成 27 年には ↓ 平成 25 年には</p> <p>61 ページ 7 行目 今後、※本書後半に障害福祉計画があるので ↓ そこで、</p> <p>84 ページ①生活介護の項目中の考え方 2 行目 平均利用時間数 ↓ 平均利用日数 ※次ページ以降も同じ内容があります。</p> <p>89 ページ⑩短期入所（医療型）の項目中の考え方 平成 29 年度の支給決定者実績、… ↓ ？ ※平成 27 年度から平成 29 年度において実績がないので、文章を変更したほうがよい。</p> <p>97 ページ③相談支援事業の項目中、障害者相談支援事業見込量の個所数 1 ↓ 3or4</p> <p>43 ページ表中の施策名 共同生活援助・介護 ↓ 共同生活援助</p>	<p>「平成 25 年」に訂正します。 【計画内容の変更あり】</p> <p>ご意見のとおり「そこで」に訂正します。 【計画内容の変更あり】</p> <p>見込量が人日のサービスについて、平均利用日数に訂正します。 実績および見込量が月または年単位か分かるようサービスごとに「単位/月」・「単位/年」を追加します。 サービス見込量の計算方法について、説明を追加します。 【計画内容の変更あり】</p> <p>支給決定者数と利用者数は異なります。現在、支給決定を受けている人はいますが、利用できる施設が少ない、または遠方なため利用実績がない状況となっています。今後、家族の状況の変化等で利用する可能性もあることから見込量を算出しました。 【計画内容の変更なし】</p> <p>地域生活支援事業で実施される障害者相談支援事業所であり、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供および助言その他の障害福祉サービス利用支援等を実施する事業所であり特定相談支援事業所とは異なります。 【計画内容の変更なし】</p> <p>ご意見のとおり「共同生活援助」に訂正します。 【計画内容の変更あり】</p>
---	---

	<p>62 ページ評価指標の表中 GH の設置数</p> <p>1 3 ↓ ↓ 2 4</p>	<p>現在の事業所は、同一の建物で階別に指定を受けているため2か所となりますが、市民に分かりやすい建物数で記載しています。</p> <p style="text-align: right;">【計画内容の変更なし】</p>
7	<p>94 ページ⑤相談支援</p> <p>市内には障がい者の方を対象とした相談支援事業所が3か所あり。8名の相談支援専門員が、障がい者の方が福祉サービスを受けるための計画の作成、日常生活上での不安・困りごとに対するの支援を行うなど、幅広い業務を日々こなしています。このような状況を見ていると、相談支援専門員の育成・確保は重要だと実感しますが、平成29年度の市内相談支援事業における支援費収入見込み額（3事業所合計）は、計画相談対象者が309名、計画策定件数365件、モニタリング件数720件で、16,635千円となる見込みです。これでは市内相談支援専門員8名どころか4名の人件費を支払うことさえできません。支援費収入が4名分の人件費にも満たないのであれば、市内相談支援事業所が人員削減をしたとしても仕方がないと思います。</p> <p>このような状況なので、「相談支援専門員の養成や確保を事業者へ働きかける。」だけではなく、相談支援事業と他の事業との連携、地域生活支援拠点整備促進の推進など何らかの施策を考えなければ、相談支援体制の充実は図れないと考えます。</p>	<p>計画相談に対する介護給付については、当初から介護給付費の報酬単価の低さ等から、事業所の運営が危惧され、その結果が、相談支援事業所ならびに相談支援専門員の不足を招いています。このたび、厚生省「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」において報酬改定がまとまり、計画相談に関しては、単価やモニタリング期間の見直し、加算の創設などが行われます。しかし、見直しの中には相談支援専門員1人あたりの標準担当件数も盛り込まれており、相談支援専門員の確保は最優先に取り組みなければいけないと考えています。</p> <p>相談支援専門員は、今後の障がい者支援の多くの事業の中心的役割を担います。したがって、相談支援専門員の資質の向上を図るとともに相談支援専門員の確保について関係機関と連携していきます。</p> <p style="text-align: right;">【計画内容の変更なし】</p>